

インターネット取引に係るシステム障害件数

<統計の目的>

会員における顧客資産の保護及び金融商品取引の継続性・安全性を確保する観点から、インターネット取引に係るシステム障害件数を月次で公表しています。

<用語の定義>

障害項目の定義は下表のとおりです。

●障害項目の定義		原 因	状 況		
		ログイン不能	インターネット取引を行う顧客において、会員が管理する画面（以下「顧客画面」といいます。）にアクセスしてもログインできないケース（ログインできないことにより売買発注が出来ない場合には、当該項目のみでカウントします。）		
売 買 発 注 不 能	新規発注不能		顧客画面から新たな売買注文を入力することができないケース		
	前日取引未反映による		前日の取引が残高に反映されないことにより、新たな売買注文が入力できないケース		
	訂正・取消し不能による		訂正又は取消しができないことにより、新たな売買注文が入力できないケース		
	約定結果、残高誤表示による		約定結果又は残高が誤って表示されることにより、新たな売買注文が入力できないケース		
		執行遅延	<p>システム障害により、顧客から注文を受託してから、注文の執行までに次に掲げる時間を超える遅れが生じ、一定基準（※）の口座数に影響を与えたケース</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 内国株式 ② 外国株式 ③ 株価指数連動型投資信託 ④ 不動産投資信託 ⑤ 転換社債型新株予約権付社債 ⑥ 公社債 ⑦ 株価指数先物 ⑧ 株価指数・先物オプション ⑨ 国債先物 ⑩ 国債先物オプション </td> <td>各々 5分</td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ① 内国株式 ② 外国株式 ③ 株価指数連動型投資信託 ④ 不動産投資信託 ⑤ 転換社債型新株予約権付社債 ⑥ 公社債 ⑦ 株価指数先物 ⑧ 株価指数・先物オプション ⑨ 国債先物 ⑩ 国債先物オプション 	各々 5分
<ul style="list-style-type: none"> ① 内国株式 ② 外国株式 ③ 株価指数連動型投資信託 ④ 不動産投資信託 ⑤ 転換社債型新株予約権付社債 ⑥ 公社債 ⑦ 株価指数先物 ⑧ 株価指数・先物オプション ⑨ 国債先物 ⑩ 国債先物オプション 	各々 5分				

通知遅延	<p>会員が顧客から受託した注文の執行状況の通知を顧客に対し電子的に行う場合で、当該通知に5分以上の遅れが生じ、一定基準（※）の口座数に影響を与えたケース。</p>
<p>※ 顧客口座数の0.5%以上又は100件以上の口座（いずれか少ない方以上となる場合）に影響を与えた場合（先物取引、オプション取引等で、他の取引と口座を分けている商品にかかるシステムに障害が発生した場合は、当該商品にかかる口座数の0.5%以上とします。）なお、影響が顧客口座数の0.5%未満又は100件未満の場合（いずれか少ない方未満となる場合）及び執行遅延又は通知遅延に該当しない場合であっても、当該会員の判断により、これらを報告件数にカウントすることができます。</p>	

<作成方法>

インターネット取引を行っている会員のうち、本件データ収集の趣旨に賛同し、参加を希望した任意の会員からの報告データを「インターネット取引に係るシステム障害件数報告」として取りまとめ、月末時点での月次データを翌月10日（当日が休業日に当たる場合には、直後の営業日）に公表いたします。

<利用上の注意>

インターネット取引を行っている会員のうち、本件データの公表を希望する任意の会員からの報告データを取りまとめて公表していることから、インターネット取引全体におけるシステム障害件数を反映させたものではないことに御留意ください。

<公表時期>

毎月10日（当日が休業日に当たる場合には、直後の営業日）に本協会ホームページにて公表いたします。

<お問い合わせ先>

会員部 （TEL:03-6665-6768）

この解説資料は、本協会が提供している統計情報を一般の皆様が利用するに当たり、統計情報に用いられている用語等について理解を進めるための一助として分かりやすく説明したものであり、必ずしも法令・諸規則等における定義等に基づくものではありません。